

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2375号

平成24年6月8日金曜日 第2375号

•	目		\Diamond	
	規	則		
愛媛県訓練手当支給規則	の一部を改正	する	規則	536
	告	示		
大規模小売店舗の変更の	届出の概要等	≨(4f	牛)	536
土地改良事業の工事の完	了			539
解除予定保安林				539
保安林の指定の解除				539
公営住宅法施行令第2条	第1項第4号	に規定	定する数値の決定	539
愛媛県証紙売りさばき人	の指定の取消	Í し		539
開発行為に関する工事の	完了(2件)			539
落札者等の告示(2件)				540
	公	告		
公文書の公開の実施状況]			540
個人情報の開示等の実施	i状況			541
登録販売者試験の実施				541
争議行為の通知の公表				542
	監査公	表		
監査結果に基づく措置の	公表			542
	大規模小売店舗の変更の 土地改良事業の工事の完解除予定保安林 保安林の指定の解除 公営住宅法施行令第2条 愛媛県証紙売りさばき人 開発行為に関する工事の 公文書の公開の実施状況 個人情報の開示等の実施、 登録販売者試験の実施・ 争議行為の通知の公表・	愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正 告 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 土地改良事業の工事の完了	愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する。 告 示 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(4位 土地改良事業の工事の完了	世年 示

人事委員会規則	
愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則5	44
人事委員会告示	
人事委員会委員長職務代理者印の新設5	45
人事委員会委員長職務代理者印の使用5	45
選挙管理委員会告示	
不在者投票のできる施設の指定の一部改正5	45
正誤	
平成24年 5 月29日付け第2372号愛媛県告示第 742 号(土地改良区	

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

役員の就退任の届出)中......546

規則

○愛媛県規則第36号

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

愛媛県訓練手当支給規則(昭和41年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後改 正 前(技能習得手当)(技能習得手当)第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が職業訓練を
受けた日について、40日分を限度として支給する。第5条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が職業訓練を
受けた日数に応じて
支給する。
2~7 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県訓練手当支給規則第5条第1項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第763号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日

から4月間縦覧に供する。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
マックスパリュ今治阿方 店	今治市阿方字山之間 甲371番 2 外	大規模小売店舗を設置する者 の住所及び代表者の氏名	マックスバリュ西日 本株式会社 兵庫県姫路市北条口 四丁目4番地 代表取締役 藤本 昭	マックスバリュ西日 本株式会社 広島県広島市南区段 原市大田 1 日 3 任 大表取締役 岩本 隆雄	平成24年 5月15日 外	平成24年 5 月31日
		大規模小売店舗を行う者	株式会社雑貨屋ブル ドッグほか3者	株式会社宮脇書店ほ か3者	平成22年 9月21日 外	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支 局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第764号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変更前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出年月日
マックスバリュ今治阿方 店	今治市阿方字山之間 甲371番 2 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻	マックスバリュ西日 本株式会社 午前9時	会社 本株式会社		平成24年 5 月31日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の閉店時刻	株式会社宮脇書店 午後10時	株式会社宮脇書店 午前 0 時		
		来客が駐車場を利用すること 午前 8 時30分からができる時間帯 前 0 時30分まで		午前6時30分から午前0時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支 局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第765号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町8番 8号	大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻	午前8時	午前7時	平成24年 6月1日	平成24年 5 月31日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前7時30分から午 後11時30分まで	午前6時30分から午 後11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第766号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産 業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
グリーンモール・松山	松山市天山一丁目13 番5号	大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻	午前8時	午前7時	平成24年 6月1日	平成24年 5 月31日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前7時30分から午 後11時30分まで	午前 6 時30分から午 後11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第767号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日		
ため池等整備事業	修理谷地区	平成24年3月9日		

○愛媛県告示第768号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律 第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所 西条市黒瀬字柳ヶ瀬乙346の1、字吉ヶ谷乙396、大保木字土山 甲12の1(以上3筆について次に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 送電変電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に 備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第769号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宇和島市蔣淵1077の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第770号

愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり定める。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

設置所在地名	団地名	建設年度	構造別	数値	備考
伊予郡砥部町高 尾田	砥 部	22	高耐	0 .8730	6 号棟

○愛媛県告示第771号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

1911 - C. (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1)

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売	IJ	さ	ば	=	<u>+</u>		人		- 売りさばき所 取消年月日
番号	住		所	氏	名	又	は	名	称	
宇和 第17 号	西予市宇和町卯之 宇和高等学校内	町四丁目19	90番地 1	宇和高等	学校 F	PTA	A			西予市宇和町卯之町四丁目190番地 1 平成24年 5 月31日 宇和高等学校内

○愛媛県告示第772号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成24年6月8日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建(開)第7号 平成24年5月30日	東温市西岡字本村甲196番	東温市西岡183番地 和 田 彰

○愛媛県告示第773号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成24年6月8日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建(開)第8号 平成24年5月30日	東温市南方字川上465番 1 、466番 1 、466番 7 、466番 8	宇和島市和霊町1211番地 株式会社 西日本セイムス 代表取締役 末 田 義 彦

○愛媛県告示第774号

次のとおり落札者を決定した。 平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
交通管制センター、サブセンター等 設備保守業務の委託	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成24年 4 月 4 日	パナソニックシステム ソリューションズジャ パン株式会社四国社 香川県高松市勅使町18 1番地 5	52 ,500 ,000円	一般競争入札	平成24年 2 月24日

○愛媛県告示第775号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の 名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏名 及び住所	随意契約に 係る契約金 額	契約の相手方 を決定した手 続き	随意契約にした理由
東芝製IC運転免許証作成 用消耗品カード(新規、一 般、優良)				139 860円 (単価)		
東芝製IC運転免許証作成 用消耗品インクリボンカー トリッジ(イエロー、マゼ ンダ、シアン)	愛媛県警察本部警務部		株式会社東芝四国支社	26,586円 (単価)		契約の相手方のみ調達でき
東芝製IC運転免許証作成 用消耗品インクリボンカー トリッジ(クロ)	会計課 受媛県松山市南堀端町 2番地2	平成24年4月1日	支社長 十川 誠 高松市寿町二丁目2番7 号	13,965円 (単価)	随意契約	る物品であるため、地方自 治法施行令第167条の2第 1項第2号の規定を適用し 随意契約とした。
東芝製IC運転免許証作成 用消耗品免許証保護膜カー トリッジ				31 &15円 (単価)	1	
東芝製IC運転免許証作成 用消耗品免許証ラミネート カートリッジ				13 587円 (単価)		

公 告

〇公 告

公文書の公開の実施状況

平成23年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要 を次のとおり公表する。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

														(肖	单位:	件)
LZ.		分	請求等	の		処	:	理	の	状	;	兄		нπ	_	1-#
⋉	2	ח.	件	数	公		開	部	分公	開	非	公	開	取	下	げ
公	開請ス	求	1 ,183	3		744			307			101			31	
公	開申記	請	11			0			3			8			0	
	計		1 ,19	1		744			310			109			31	

注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号。以下 「条例」という。)に基づく公開請求をいう。

2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有 するものとされている愛媛県情報公開要綱(平成5年10月愛媛県・愛媛県 公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事 委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛 媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下 「要綱」という。)に基づく公開申請(要綱第2条第1項に規定する実施 機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、 同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県 立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。)をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

							(単位:件)
3	実	施		機		関	公開請求件数	公開申請件数
	総		務	i		部	56	0
	企	画	振		興	部	17	1
知	県	民	環		境	部	54	3
	保	健	褔		祉	部	222	1
	経	済	労		働	部	33	2
	農	林	水		産	部	147	1
事	土		木	;		部	428	3
	出		納	l		局	0	0
		1	ıJ\	計			957	11
議						会	1	
公	営	企	業	管	理	者	11	0
教	Ē	育	委	Ē	Ę	숲	167	0
選	挙	管	理	委	員	슰	5	0
人	Ę	ļ.	委	Ē	į	会	1	0
監		查		委		員	0	0
公	3	5	委	Ē	į	会	0	
警	5	笑	本	Ė	部	長	41	

労	働	委	員		会	0	0
収	用	委	員		会	0	0
海 [2	☑ 漁 業	美調 虫	整 委	員	숲	0	0
内水	面 漁	場管	理 委	員	会	0	0
公立	大学法人	愛媛県立	医療技	術オ	学	0	0
	合		計			1 ,183	11

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位:件)

		<u> </u>
請 求 等 の 主 な 内 容	公開請求件数	公開申請件数
工事設計書	359	0
公益法人等の決算書類	156	0
名簿関係	122	0
保険証券	77	0
道路等図面関係	54	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位:件)

											(<u>+ 12 · 11)</u>
	公	開	請	求	者	等	の	X	分	公開請求件数	公開申請件数
県内 有す							折若し	くは	事業所を	840	10
その	その他のもの										1

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位:件)

							<u> </u>
不服申立	て件数	処	理	の状		況	
平 成	平 成	₹	裁 決 又				
22年度	23年度						
からの	不 服	却下	棄却	一部	認容	審理中	取下げ
繰 越	申立て			認容			
件 数	件数						
0	2	0	0	0	0	2	0

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服 審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成23年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の 概要を次のとおり公表する。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位:件)

3	Ę	施機		機	関	年度末件数
	総		務	i	部	71
	企	画	振	興	部	72
知	県	民	環	境	部	169
	保	健	福	i 祉	部	465
	経	済	労	動	部	105
	農	林	水	産	部	195
事	土		木		部	135
	田		納	l	局	10
		1	ıJ١	計		1 222
議					会	13
公	営	企	業	管	理 者	17
教	Ē	育	委	員	会	144
選	挙	管	理	委	員 会	20
人	Ę	\$	委	員	会	4
監		查		委	員	5
公	3	安	委	員	会	6
警	500	察	本	部	長	162

労	働	委	員	!	숲	4
収	用	委	員		会	11
海	区漁	業 調	整 委	員	会	2
内	水 面	漁場	管理多	委 員	슰	1
公立	立大学法	人愛媛県	立医療	技術ノ	学	23
		合	計			1 ,634

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位:件)

																	1 1-12		
実	施		機	関	請	求	の			処	理	の	状	況			取	下	げ
*	ルビ		7茂	沃	件		数	開		示	部	分開	示	非	開	示	4 X	r	וו
知				事		32			12			12			4			4	
公	営企	業	管 理	者		57			25			24			8			0	
教	育	委	員	슰		29			25			0			3			1	
警	察	本	部	長		26			7			16			2			1	
合				計		144			69			52			17			6	

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

						(単位:件)
3	葚	施	機		関	請求の件数
	総		務		部	45
知	県	民	環	境	部	18
事	保	健	褔	祉	部	58
		/	١,	計		121
教		育	委	員	会	7 ,546
人		事	委	員	숲	278
警		察	本	部	長	38
公立	Z大学	生法人愛	媛県立日	医療技征	析大学	37
		合	計			8 ,020

- 注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。
 - 2 他の実施機関については、実績なし。
- 3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況 実績なし

5 不服申立ての状況 実績なし

〇公 告

登録販売者試験の実施について

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により、 平成24年登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成24年10月30日(火)午前10時30分

2 試験の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁

3 受験申請書の提出期間

平成24年7月23日(月)から8月3日(金)まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所(松山市の区域 にあっては、中予保健所)と、県外居住者については愛媛県保健 福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

〇公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成24年5月31日あったので公表する。

平成24年6月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成24年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成24年6月11日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

	1
病院名	所 在 地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
医療法人 光佑会くろだ病院	伊予郡松前町大字神崎586
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山 4 番耕地163

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監査公表

○公表9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年6月8日

愛媛県監査委員	岸			新
同	住	田	省	Ξ
同	笹	岡	博	之
同	佐	伯	滿	孝

	監査	対 象	機関		監査年月日
経	営	支	援	課	平成23年 8 月25日

(監査の結果)

1 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(高度化資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)				
	現年度分	滞納繰越分	計	備	考
22年度	0	1 ,063 ,846 ,000	1 ,063 ,846 ,000		
21年度	0	1 ,063 ,846 ,000	1 ,063 ,846 ,000		
差引増減	0	0	0		

(繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

	Ц	備	考		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	1/##	75
22年度	0	208 ,225 ,130	208 ,225 ,130		
21年度	0	208 413 679	208 413 679		
差引増減	0	188 ,549	188 ,549		

(設備近代化資金貸付金償還金)

R △	Ц	備	考		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	1/##	75
22年度	0	31 ,758 ,998	31 ,758 ,998		
21年度	0	32 ,258 ,998	32 258 998		
差引増減	0	500 ,000	500 ,000		

(施設共同化資金貸付金償還金)

∇ Λ	Ц	備	考		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	1/#	75
22年度	0	9 ,322 ,779	9 ,322 ,779		
21年度	0	9 ,322 ,779	9 ,322 ,779		
差引増減	0	0	0		

2 収入未済の中小企業振興資金特別会計における違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
13年度	1者	18 230	

(措置の内容)

1 高度化資金貸付金償還金については、貸付先であるA社が平成23年7月14日に松山地方裁判所今治支部に対し民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをし、同社の再生計画案を決議する債権者集会が平成24年1月19日に開催されたことから、同社に対する請求権の一部放棄に係る専決処分を行った上で、再生計画案に同意した。同日、再生計画案が可決されるとともに、同支部により再生計画認可の決定がなされた。その結果、平成24年3月2日には、再生計画に基づく弁済額12503 470円及び別除権協定に基づく弁済額92 400 000円(合計104903 470円)が納付された。今後は、残債権(元金958942530円)について、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と連携し、連帯保証人からの回収に努めていく。

繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、平成22年度末の収入未済額は3組合208 225,130円であったが、平成23年度には、1,356,197円を回収した。今後とも、貸付主体の中小機構と協調しながら、債権管理に努めたい。

設備近代化資金貸付金償還金については、6企業26,078,998円の償還請求権の放棄について、平成24年2月定例県議会で議決され、不能欠損の手続を行った。残る未収債権1企業5,680,000円については、平成23年度に300,000円を回収した。今後とも、関係地方局と連携を図りながら、債権管理に努めたい。

施設共同化資金貸付金償還金については、貸付先の組合は既に解散しており、平成15年度以降回収できず、9,322,779円は残ったままとなっている。今後とも、貸付主体の中小機構と協調しながら、債権管理に努めたい。

2 設備近代化資金貸付金の償還延長による延滞金(平成21年度末18 2 30円)については、支払請求権の放棄について、平成24年 2 月定例県 議会で議決され、不納欠損の手続を行った。

	監	查	対	象機	関			監査年月日
公) 営	企	業	管	ij		局	
	総		:	務			課	平成23年 6 月14日
	発	電		I	水		課	"
	県	立	;	病	院		課	"
銅] 山	J	Ш	発	電		所	平成23年6月6日
松	山発	電	工水	管理	事	務	所	平成23年6月8日
今	治地区	工業	業用オ	k 道 管	理事	事務	所	"
西	条地区	工業	業用オ	k 道 管	理	事務	所	平成23年6月6日
#	1	央		病			院	平成23年 6 月14日
今	,	治		病			院	平成23年6月8日
南	j ş	F	和		病		院	平成23年6月6日
新	i F	E	浜		病		院	"
1								I .

(監査の結果)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定しているものの、実績給水率(契約給水量に対する実給水量の比率)は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

西条地区工業用水道事業については、当年度純利益を確保したものの、長期借入金と企業債を合わせると、234億円の借入残高があるなど、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度は売却実績はなく、 売買契約を解除した土地約3,000㎡を未処分地に戻し入れている。 今後とも、未処分地約12万㎡の早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、早期回収に引き続き努められたい。

(平成23年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 給水料金	5 ,135 ,820	0	5 ,135 ,820
今治地区工業用水道 給水料金	1 ,613 ,178	0	1 ,613 ,178
計	6 ,748 ,998	0	6 ,748 ,998

(3) 営業外未収金(納期到来分)について、早期回収に引き続き努め られたい。

(平成23年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 超過料金	224 ,064	0	224 ,064
西条地区工業用水道 壬生川幹線工事負担 金	1 ,388 ,852	0	1 ,388 ,852
計	1 ,612 ,916	0	1 ,612 ,916

2 病院事業

(1) 経営成績については、前年度は、三島病院譲渡に伴う特別損失19億7千万円を計上したこともあって、30億円を超える純損失であったが、当年度は、医業収益が前年度より22億3244万円増の340億5,237万円となったことから、12億6522万円の純利益を計上しており、三島病院の譲渡などの財政健全化策に取り組んだ成果が見られるところである。

しかしながら、累積欠損金はなお218億円余にのぼり、一般会計

等からの長期借入金105億円及び企業債の借入残高189億円とあわせ 依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取 13組まれたい

(2) 個人医業未収金(納期到来分)について、早期回収に、より一層 努められたい。

(平成23年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	258 ,643 ,642	77 ,182 ,592	335 ,826 ,234
今治病院	55 ,906 ,809	17 ,535 ,065	73 ,441 ,874
南宇和病院	33 ,919 ,613	8 391 530	42 ,311 ,143
新居浜病院	44 ,142 ,204	21 270 001	65 412 205
計	392 ,612 ,268	124 ,379 ,188	516 ,991 <i>,</i> 456

(3) 医業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成23年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	1 ,137 ,692	1 854 930	2 ,992 ,622
今治病院	136 <i>4</i> 60	95 ,753	232 213
南宇和病院	124 #30	41 ,800	166 230
新居浜病院	195 ,790	46 248	242 ,038
計	1 ,594 ,372	2 ,038 ,731	3 ,633 ,103

(4) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医 業外未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成23年3月31日現在 単位:円)

区分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金	計 (a) + (b)
旧三島病院	21 ,822 ,195	70 ,070	21 ,892 ,265
旧北宇和病院	6 ,858 ,730	897 <i>4</i> 53	7 ,756 ,183
計 28 680 925		967 ,523	29 ,648 ,448

(5) 県立病院看護職員修学奨励金返納金に係る未収金について、早期回収に引き続き努められたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備	考
13年度及び14年度	1者	242 ,000		

(措置の内容)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している 今治市と、上水道事業との連携による経営改善方策について協議を 行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこと としている。

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業 用水の需要拡大に努めているところである。

附帯事業(土地造成事業)については、PR用パンフレットの作成、PR用名刺の活用、産業立地フェアへの参加など積極的なPR活動を展開するとともに、問合せのあった企業を訪問して売り込み活動を行った結果、広島県の企業1社から引き合いがあり、平成24年3月に分譲を行った。

(2) 西条地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分平成22年度未現在5,135,820円)については、滞納企業3社のうち2社は既に倒産しているため、債権回収が難しい状況にあるが、このうち時

効期間が経過し、法的破産手続が終結し債権回収が不可能と判断した1社については、平成24年2月定例県議会で債権放棄の議決を経て、不納欠損処理を行った。また事業継続中の1社からは「支払計画書」を徴し、業績などを聴取しながら計画書に則して分割払により回収を続けており、今後も、納入指導を継続し、計画どおりの回収に努めたい。

今治地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分平成22年度未現在1,613,178円)については、料金徴収事務を委託している今治市と今後の対応について協議を行ったが、具体的な方策を見いだすことができず、未収金の回収には至っていない。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収 金の早期回収に努めたい。

(平成24年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)	平成23年3月 31日現在の未 収金
西条地区工 業用水道給 水料金	4 ,941 ,105	0	4 ,941 ,105	5 ,135 ,820
今治地区工 業用水道給 水料金	1 ,613 ,178	0	1 ,613 ,178	1 ,613 ,178
計	6 ,554 ,283	0	6 ,554 ,283	6 ,748 ,998

(3) 西条地区工業用水道事業の超過料金(納期到来分平成22年度末現在224,064円)及び壬生川幹線工事負担金(納期到来分平成22年度末現在1,388,852円)については、滞納企業が既に倒産しており、会社名義の資産も確認できないことから、未収金の回収は困難な状況であり、債権整理についても検討したい。

今後は、工業用水道事業の超過料金の適期収入に留意し、未収金 の発生防止に努めたい。

(平成24年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)	平成23年3月 31日現在の未 収金
西条地区工 業用水道超 過料金	224 ,064	0	224 ,064	224 ,064
西条地区工 業用水道壬 生川幹線工 事負担金	1 ,388 ,852	0	1 ,388 ,852	1 ,388 ,852
計	1 ,612 ,916	0	1 ,612 ,916	1 ,612 ,916

2 病院事業

- (1) 第3次県立病院財政健全化計画(平成21~25年度)の①経営基盤の強化、②高度で良質な医療の強化、③人材の育成・確保、④患者サービスの向上の4つの基本目標に向かって、本局職員と病院職員とが一体となって経営健全化に取り組んでいきたい。
- (2) 平成23年度は、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づく未収 金発生時の早期督促に加え、簡易裁判所に支払督促の申立てを行う など、未収金の回収に努めた。

今後とも、支払又は支払計画の提示がない未納者に対しては、法 的措置も視野に入れ、未収金の早期回収に一層努力したい。

(平成24年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金	未収金合計 (a)+(b)	平成23年3月 31日現在の未 収金
中央病院	291 ,223 ,714	57 ,015 ,357	348 239 ,071	335 826 234

今治病院	56 585 ,784	15 ,082 ,631	71 ,668 ,415	73 441 874
南宇和病院	36 ,614 ,348	6 ,913 ,208	43 527 556	42 ,311 ,143
新居浜病院	45 562 020	12 ,863 ,272	58 425 292	65 412 205
計	429 ,985 ,866	91 ,874 ,468	521 ,860 ,334	516 ,991 ,456

(3) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、前記未収金 取扱要領に基づき、未収金の発生防止及び回収強化を図っていると ころであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力し たい。

(平成24年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計	平成23年3月 31日現在の未 収金
中央病院	1 279 362	1 ,067 ,694	2 ,347 ,056	2 ,992 ,622
今治病院	138 ,920	121 <i>4</i> 70	260 ,390	232 ,213
南宇和病院	129 ,930	19 ,940	149 ,870	166 ,230
新居浜病院	194 ,510	23 ,840	218 ,350	242 ,038
計	1 ,742 ,722	1 232 944	2 ,975 ,666	3 ,633 ,103

(4) 三島病院については、未払者に対する電話催告及び所在不明者に対する住所調査などにより、さらなる未収金の削減に努める。

北宇和病院については、支払がない債務者について法律事務所へ回収の委託を行うなど、早期回収に努めた結果、平成23年度中に債務者18名のうち3名が完納した。今後も、引き続き未収金削減に努力したい。

旧三島病院

(平成24年3月31日現在 単位:円)

区分	未収金	平成23年3月31日現 在の未収金	
個人医業未収金	21 ,742 ,785	21 ,822 ,195	
医業外未収金	70 ,070	70 ,070	
計	21 ,812 ,855	21 ,892 ,265	

旧北宇和病院

(平成24年3月31日現在 単位:円)

区分	未収金	平成23年3月31日現 在の未収金	
個人医業未収金	6 ,655 ,900	6 ,858 ,730	
医業外未収金	897 ,373	897 <i>4</i> 53	
計	7 ,553 ,273	7 ,756 ,183	

(5) 県立病院看護職員修学奨励金の返納金に係る未収金については、 県立病院課職員の電話督促などにより、平成23年度には120千円を 回収しており、引き続き速やかな回収に努めている。

(平成24年3月31日現在 単位:円)

調定年度	未収金	平成23年3月31日現 在の未収金	
13年度及び14年度	122 ,000	242 ,000	

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則3-25

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月8日

愛媛県人事委員会委員長職務代理者 愛媛県人事委員会委員 宇都宮 嘉 忠

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則(愛媛県人事委員会規則3-1)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 後 (公印)

おりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 委員長職務代理者印

(4) 省略

2 · 3 省略

別表

第1 公印ひな形

愛媛県人 愛媛県人事 愛媛県人 人 事 委 事委員会 委員会委員長 事委員会 員 会 印 委員長印 職務代理者印 事務局長

第2 寸法

公 印 の 種 類	寸 法 方(ミリメートル)
省略	
委員長印	20
<u>委員長職務代理者印</u>	<u>20</u>
省略	

(公印)

第6条 公印は、次の4種とし、そのひな形及び寸法は、別表のと │ **第6条** 公印は、次の3種とし、そのひな形及び寸法は、別表のと おりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

2 · 3 省略

別表

第1 公印ひな形

愛 媛 県 愛媛県人 愛媛県人 人 事 委 事委員会 事委員会 員 会 印 委員長印 事務局長

第2 寸法

公	印	Ø	種	類	寸 法 方(ミリメートル)
省略					
委員長日	iD				20
省略					

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第3号

人事委員会委員長職務代理者印を次のとおり新設した。 平成24年6月8日

> 愛媛県人事委員会委員長職務代理者 愛媛県人事委員会委員 宇都宮 嘉 忠

1 印影



2 使用開始年月日 平成24年6月8日

○愛媛県人事委員会告示第4号

人事委員会委員長の辞任に伴い、人事委員会委員長職務代理者印 を平成24年6月8日から次の委員長が選任される日まで使用する。 平成24年6月8日

愛媛県人事委員会委員長職務代理者 愛媛県人事委員会委員 宇都宮 嘉 忠

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 平成24年6月8日

> 愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正後	改 正 前
1 病院		1 病院
名 称 户	所 在 地 指定年月日	名 称 所 在 地 指定年月日
省略		省略
今治第一病院 省	省略	医療法人真泉会第一病院 省略
省略		省略
2 ~ 5 省略		2 ~ 5 省略

報

正 誤

○正 誤

平成24年 5 月29日付け第2372号愛媛県告示第742号 (土地改良区 役員の就退任の届出)中

ページ	箇 所	誤	正
473	左欄 就任の表氏名 欄中	山路一美	山 地 一 美

平成24年6月8日 発行 546